仕　様　書

１　件　　名　　四条地区倉庫撤去業務委託

２　委託業務の目的　　本業務は、老朽化した四条地区倉庫に使用されているアスベスト含有建材を適切に除去及び処分した後、当該倉庫及びその他の撤去対象物を撤去し、周辺住民の安全確保を図ることを目的とする。

３　委　託　期　間　　契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　業　務　場　所　　東大阪市四条町４１５番１

５　対象施設及び撤去対象物

（１）施設名称　四条地区倉庫

（２）構造　木造

（３）階数　１階建

（４）延床面積　約 12 ㎡

（５）その他の撤去対象物

消火栓立上り設備、防火水槽標識、自治会掲示板及び住居表示板

６　委託業務の内容

（１）事前準備

ア　現地及び周辺状況の確認

イ　関係法令及び必要な届出事項の確認

ウ　近隣対応及び安全対策

エ　電気、通信その他の既存設備の確認

（２）施工計画書の作成

ア　受注者は、本業務の着手に先立ち、施工計画書を作成し、本市担当者の承諾を受けること。

イ　施工計画書には、作業工程、仮設計画、安全対策、近隣対応、廃棄物処理計画その他本業務の履行に必要な事項を記載すること。

ウ　石綿事前調査結果報告書及び分析結果報告書を踏まえ、アスベスト含有建材の除去方法、飛散防止措置、作業体制及び有資格者の配置、収集運搬計画並びに処分計画を記載すること。

エ　受注者は、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、労働安全

衛生法、石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

（3）アスベスト含有建材の除去

ア　石綿事前調査結果報告書及び分析結果報告書に基づき、アスベスト含有建材の除去、収集運搬及び処分を行うこと。

イ　除去作業にあたっては、周辺環境への石綿飛散を防止するため、必要な養生、隔離、湿潤化その他必要な措置を講じること。

ウ　石綿含有建材は、原則として原形のまま取り外すこととし、やむを得ず切断又は破砕する場合は十分な飛散防止措置を講じること。

エ　除去した石綿含有建材は、飛散防止措置を講じたうえで他の廃棄物と分別し、適切に保管すること。

オ　石綿含有建材の収集運搬にあたっては、飛散防止及び落下防止措置を講じるとともに、他の廃棄物と混載しないこと。

カ　石綿含有廃棄物については、関係法令に基づく許可を有する事業者により適正に収集運搬及び処分を行うこと。

キ　処分にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正な処理を確認すること。

ク　除去作業中に調査結果報告書に記載のない石綿含有建材又は石綿含有の疑いがある建材を発見した場合は、直ちに作業を中断し、本市担当者へ報告のうえ指示を受けること。

ケ　除去完了後は、除去状況、運搬状況及び処分状況等を整理した報告書を提出すること。

（4）建物等の撤去

ア　対象建築物の撤去

イ　基礎の撤去

ウ　建物に附属する設備機器、配管等の撤去

エ　消火栓立上り設備の撤去

消火栓立上り設備は地上部分を撤去対象とし、地中配管及び防火水槽本体は撤去対象外とする。地上部分の撤去後は、残置する配管について適切な閉塞措置を講じること。

オ　防火水槽標識の撤去

カ　自治会掲示板の撤去

キ　住居表示板の撤去

（5）廃棄物処理

ア　産業廃棄物の分別

イ　収集運搬

ウ　適正処分

エ　マニフェスト管理

オ　処分証明書の提出

（6）整地

ア　建築物、基礎、設備及びその他の撤去対象物の撤去後は、敷地全体について、がれき、廃材その他の残置物を除去した上で整地すること。

イ　撤去により生じた掘削箇所及び不陸箇所は、良質土等により埋め戻し、周辺地盤になじむよう平坦に仕上げること。

ウ　整地の仕上がり高さ、勾配及び方法については、本市担当者と協議すること。

エ　整地後は、雨水が周辺敷地又は道路へ不適切に流出しないよう配慮すること。

7　支　　払　　い

本市の完了検査合格後、受注者からの請求に基づき一括払いとする。

8　提　出　書　類

（1）契約時

・見積明細書
・契約書

（2）着手時

・着手届
・工程表
・施工計画書
・現場責任者届
・石綿作業主任者その他本業務の履行に必要な資格者の資格証明書の写し

（3）完了時

・完了届
・成果品引渡書
・業務完了報告書
・施工写真（着手前、施工中及び完了時）
・石綿含有建材の除去状況を確認できる写真及び記録
・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
・処分証明書その他適正処理を確認できる書類
・関係法令に基づく届出書及び報告書の写し
・請求書
・その他本市担当者が指示する書類

9　特　記　事　項

（1）本業務の実施に当たり必要となる官公署その他関係機関への届出、報告及び手続は、受注者において行うこと。

（2）業務完了後、本市担当者の検査に合格したときをもって完了とする。

（３）西側隣接地へ引き込まれている光ファイバーケーブルは撤去対象外とする。
受注者は、施工に先立ち当該ケーブルの位置及び状況を確認し、必要な防護措置を講じた上で、当該ケーブルを損傷しないよう施工すること。施工上支障が生じる場合は、直ちに本市担当者へ報告し、指示を受けること。
（４）本仕様書に定めのない事項は、本市担当者と協議のうえ決定するものとする。